



地方税関係受付事務(eLTAX) 全項目評価書 概要

平成31年3月22日
一般社団法人 地方税電子化協議会

前回からの変更点を赤字(見え消し)で表示しています。



前回からの変更点

エル タックス
eLTAX

■ふるさと納税ワンストップ特例通知書への対応

○寄附金税額控除に係る申告特例通知書（ふるさと納税ワンストップ特例通知書）の電子化に伴う対応

- ・地方公共団体間において、これまで郵送で行っていたふるさと納税ワンストップ特例通知書をeLTAX上で電子的に実現するための対応を行う。

■バックアップセンターの新設

○バックアップセンターの新設に伴うデータ保存方法等の記載を追加

- ・平成31年9月から稼働予定の次期eLTAXにおいて、災害時等における業務継続性を考慮し、バックアップセンターを新設するため、データ保存方法等の記載を追加するもの。

■特定個人情報保護評価書における様式変更への対応

○リスク対策欄等、様式変更に伴う記載内容の見直し

- ・特定個人情報保護評価に関する規則の改正に伴い、計画管理書、リスク対策欄の追加等、各評価書の記載内容について追記・見直しを行う。

※ 平成31年10月1日から稼働する地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取扱いはありません。



目次



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か(eLTAXの業務概要)	3
2 個人情報はどう取り扱うか	9
3 委託先について	13
4 目的外入手リスクについて	15
5 過剰紐付け対策について	20
6 無権限者使用について	22
7 業務外で使用されない対策について	24
8 不正複製されない対策について	26
9 委託先の不正対策について	28
10 不正提供・移転対策について	30
11 不適切な提供・移転対策について	32
12 誤った相手への提供・移転対策について	35
13 漏えい・滅失・毀損防止対策について	38
14 個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策について	40
15 その他のリスク対策について	42
16 開示請求・問合せについて	44



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か (eLTAXの業務概要)

評価書記載部分

全項目評価書 I. 1



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か (eLTAXの業務概要)



■業務の全体像

地方税の申告、申請などの受付・手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。

そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会（注）であり、共同システムを「地方税ポータルシステム＜eLTAX（エルタックス）＞」という。

特定個人情報ファイルを扱うeLTAXは、2種類ある。

（注）平成31年4月1日以降は地方税共同機構

①電子申告等システム

- ・ 個人住民税に関する申告書の受付、通知の送付
（給与支払報告書・公的年金等支払報告書の受付、特別徴収税額通知書の送付、寄附金税額控除に係る申告特例通知書（ふるさと納税ワンストップ特例通知書）の送受信）
- ・ 固定資産税（償却資産）に関する申告書の受付（償却資産申告書等の受付）
- ・ 事業所税に関する申告書の受付（事業所税申告書等の受付）

②年金特徴システム

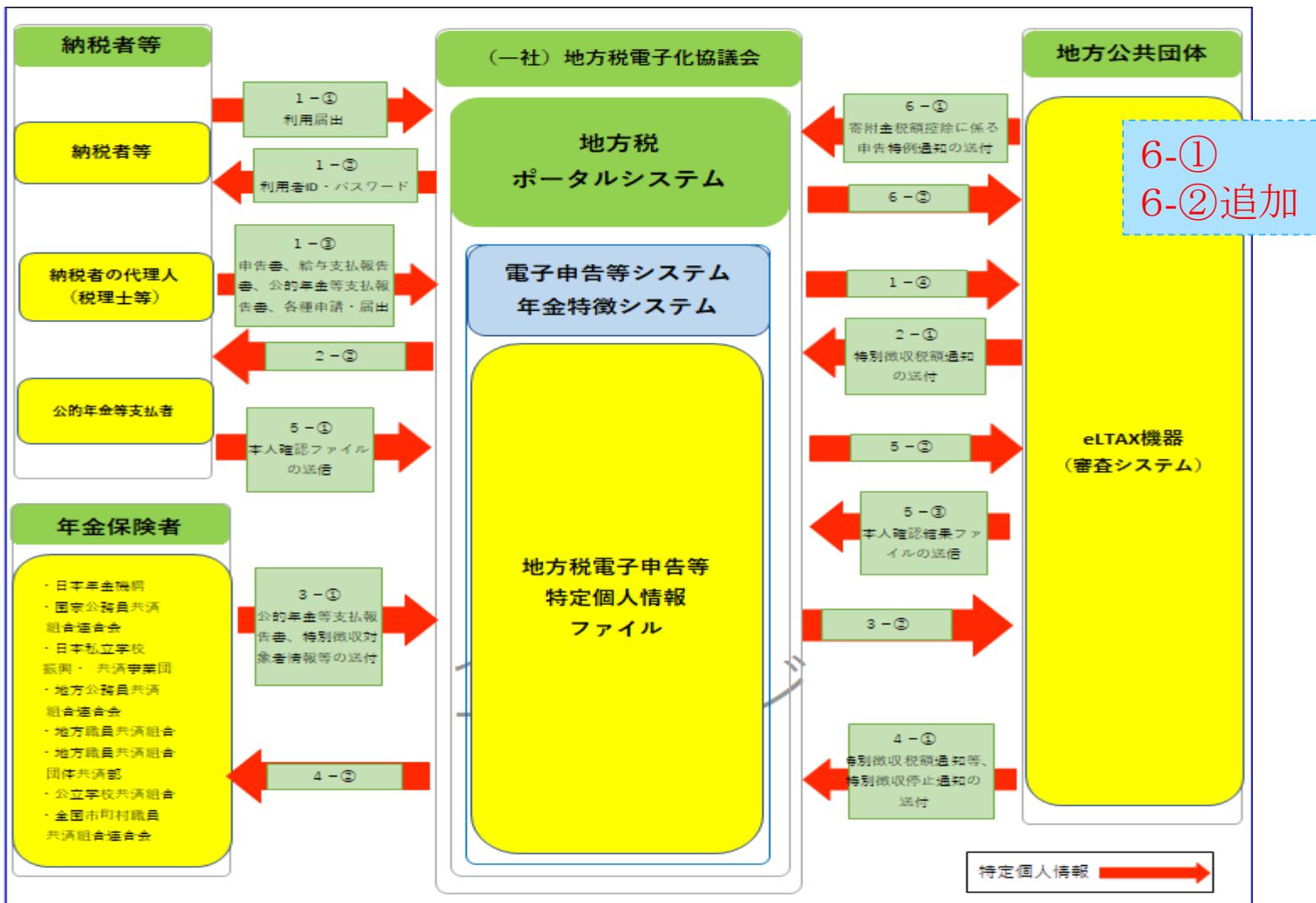
- ・ 個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）を行うための、年金保険者（全10団体）との情報交換



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か
(eLTAXの業務概要)



■業務の内容 (概要図)





1 地方税関係受付事務とはどういう業務か
(eLTAXの業務概要)



■業務の内容（概要図の説明 その1）

【電子申告等システム、年金特徴システムの事務の流れ】

○電子申告等システム

1. 納税者等から地方公共団体への、申告データ・給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの流れ
 - 1-① 納税者等は、利用届出を地方税ポータルシステム（eLTAX）に提出する。
 - 1-② 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、利用者ID/パスワードを納税者等に提供する。
※1-①、1-②は、初めてeLTAXを利用する際に必要。
 - 1-③ 納税者等は、作成した申告等データを地方税ポータルシステム（eLTAX）に送信する。
 - 1-④ 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、申告等データを地方公共団体へ配信する。

2. 地方公共団体から納税者等（公的年金等支払者を除く）への特別徴収税額通知データの流れ
 - 2-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知データを作成し、地方税ポータルシステム（eLTAX）へ送信する。
 - 2-② 特別徴収義務者は、地方税ポータルシステム（eLTAX）に格納されている特別徴収税額通知データを取得する。また、一般社団法人地方税電子化協議会は、特別徴収税額通知データの取得に必要なパスワードを、特別徴収義務者から報告のあったメールアドレス宛に送信する。



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か
(eLTAXの業務概要)



■業務の内容（概要図の説明 その2）

【電子申告等システム、年金特徴システムの事務の流れ】

○電子申告等システム

5. 納税者等、地方公共団体から地方税ポータルシステム（eLTAX）への本人確認ファイル、本人確認結果ファイルの流れ

- 5-① 個人事業主の納税者等は、申請・申告書等に本人確認ファイルを添付し、地方税ポータルシステム（eLTAX）に送信する。
- 5-② 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、申請・申告書等に添付された本人確認ファイルを、地方公共団体へ送信する。
- 5-③ 地方公共団体は、本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステム（eLTAX）に送信する。

6. 地方公共団体間の地方税ポータルシステム（eLTAX）を經由した寄附金税額控除に係る申告特例通知データの流れ

- 6-① 寄附金を受領した地方公共団体は、寄附者から収集した個人情報に基づき、寄附者の居住地市区町村を特定し、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを地方税ポータルシステム（eLTAX）に送信する。
- 6-② 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを寄附者の課税地市区町村へ送信する。



1 地方税関係受付事務とはどういう業務か (eLTAXの業務概要)



■業務の内容（概要図の説明 その3）

【電子申告等システム、年金特徴システムの事務の流れ】

○年金特徴システム

- 3 年金保険者から地方公共団体への公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの流れ
 - 3-① 年金保険者が公的年金等支払報告書等データを記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、職員による持参又は運送事業者による配送により当協議会に提出する。
当協議会（委託事業者）は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書等データを地方税ポータルシステム（eLTAX）に格納する。
 - 3-② 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、公的年金等支払報告書等データを地方公共団体へ配信する。
- 4 地方公共団体から年金保険者への特別徴収税額通知等データ、特別徴収停止通知データの流れ
 - 4-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知等データを作成し、地方税ポータルシステム（eLTAX）に送信する。
 - 4-② 当協議会（委託事業者）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）に格納された特別徴収税額通知等データをDVDに記録し、施錠した容器に収納の上、セキュリティ便（運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法）で年金保険者に提出する。



2 個人情報をどう取り扱うか

評価書記載部分

全項目評価書 II. 2. ③ ④ 3. ⑥



2 個人情報をどう取り扱うか

■取り扱うファイルの種類：

- ・ 地方税電子申告等特定個人情報ファイル

■誰の個人情報：

- ・ 給与所得者・特別徴収義務者や公的年金等の受給者
※個人住民税（個人道府県民税、個人市町村民税）
- ・ 固定資産税（償却資産）や事業所税の申告者
- ・ 寄附金税額控除に係る申告特例通知対象者（寄附者）

■どんな個人情報：

<主な記録項目>

- ・ 個人番号
- ・ その他識別番号（利用者ID）
- ・ 4情報（住所、氏名、生年月日、性別）
- ・ 電話番号
- ・ 地方税関係情報



2 個人情報はどう扱うか



■ どう使用するのか（電子申告等システム）

e L T A X は、地方公共団体が地方税の賦課徴収等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなるが、納税者等と地方公共団体間の情報交換をするにあたっては必要な範囲で個人番号を記録し、地方公共団体コードや納税者毎に付番している I D（利用者 I D）を用いて、配信処理を行っている。

◆個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限（データを判読できないよう処理）している。

<参考：e L T A X を経由したデータの流れ>

- | | | | |
|-------------|---|-----------|--|
| ①納税者等 | → | e L T A X | ・ 納税者等が送信先の地方公共団体を指定 |
| ② e L T A X | → | 地方公共団体 | ・ 宛先情報（地方公共団体コード）を参照し、該当団体へ振り分け |
| ③地方公共団体 | → | e L T A X | ・ 宛先情報（地方公共団体コード等） や納税者等の I D（利用者 I D）を指定して e L T A X へ送信 |
| ④ e L T A X | → | 納税者等 | ・ 納税者等の I D（利用者 I D）を参照し、納税者等へ送信 |

※納税者等や**地方公共団体**が申告等データを送信する際、あらかじめ送信先（市区町村長）を指定しており、e L T A X はその宛先情報（地方公共団体コード）のみ参照し、該当団体へ振り分けている。

※地方公共団体が納税者等へ通知等データを送信する際は、納税者毎の I D（利用者 I D）を指定し、e L T A X へ送信する。



2 個人情報をどう取り扱うか



■ どう使用するのか（年金特徴システム）

eL TAXは、地方公共団体や年金保険者が個人住民税の公的年金からの引き落とし等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなるが、地方公共団体と年金保険者間の情報交換をするにあたっては個人番号を使用することはなく、地方公共団体コードや特別徴収義務者コード（年金保険者毎のコード）を用いて、配信処理を行っている。

◆個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限（データを判読できないよう処理）している。

<参考：eL TAXを経由したデータの流れ>

- | | | | |
|---------|---|--------|--|
| ①年金保険者 | → | eL TAX | ・年金保険者からデータが格納されたDVDを受け取り、eL TAXに格納 |
| ②eL TAX | → | 地方公共団体 | ・DVD内のデータから地方公共団体コードを参照し、該当団体へ振り分け |
| ③地方公共団体 | → | eL TAX | ・特別徴収義務者コードを指定し、eL TAXへ送信 |
| ④eL TAX | → | 年金保険者 | ・受け取ったデータから特別徴収義務者コードを参照し、年金保険者毎にDVDへ書き込み、配送 |

※eL TAXは、年金保険者からDVDでデータを受け取り、DVD内のデータから特別徴収義務者コードを参照し、該当団体へ振り分けを行う。

※地方公共団体は、特別徴収義務者コードを指定し、eL TAXへ送信する。

※eL TAXは、地方公共団体から受け取ったデータから特別徴収義務者コードのみ参照し、年金保険者毎にDVDへ書き込む。



3 委託先について

評価書記載部分

全項目評価書 II. 4. ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑨



3 委託先について

■委託事項（eLTAXの運用保守管理業務）

- ・委託内容：システムの管理作業及び処理実行作業並びに改修作業等

ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。

- ・委託先：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- ・再委託：原則禁止としているが、必要があれば書面による申請を求め、再委託を許可している。
- ・再委託事項：運用保守業務の一部



4 目的外入手リスクについて

評価書記載部分

全項目評価書 III. 2



4 目的外入手リスクについて

■ 必要な人以外から入手しない措置内容

○ 電子申告等システム

◆ 納税者等 → eLTAX 間のデータ入手

地方税の申告等を行う者からしか情報を受け付けないよう、以下のシステム制御をしている。

- ・ 申告等を行う納税者等は、初めて eLTAX を利用する際に、利用届出手続きを行う必要があり、電子証明書の登録が必須である。

◆ 地方公共団体 → eLTAX 間のデータ入手

地方公共団体からのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、対象者以外の情報入手を防止している。



4 目的外入手リスクについて

■必要な人以外から入手しない措置内容

○年金特徴システム

◆年金保険者 → eLTAX 間のデータ入手

年金保険者から受領したデータしか受け付けないことから、対象者以外の情報入手を防止している。

◆地方公共団体 → eLTAX 間のデータ入手

地方公共団体からのデータ受領については、アクセス制御されたシステム上でデータを受領しているため、対象者以外の情報入手を防止している。

■必要な個人情報以外を入手しない措置内容

○電子申告等システム、年金特徴システム

◆納税者等・年金保険者・地方公共団体 → eLTAX 間のデータ入手

法令等により定められた様式でしか提出できないことから、必要な情報以外を入手することをシステム上制限している。



4 目的外入手リスクについて

■入手した個人情報ที่ไม่正確でない措置内容

○電子申告等システム

eL TAXは、地方税の申告等を行う者からしか情報を受け付けられないようシステム制御している。また、正確性の確認については、システム上で本人確認結果ファイルと突合しているほか、システム上に本人確認結果ファイルが存在しない場合については、一般社団法人地方税電子化協議会の構成団体である地方公共団体が行っている。

○年金特徴システム

特定個人情報の入手元（年金保険者）が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、eL TAXが確認をすることはない。



■入手の際に個人情報漏えい・紛失しないための措置内容

○電子申告等システム

◆納税者等 ⇔ e L T A X 間のデータ送信

データを送信するインターネット回線は、暗号化通信を行っている。

◆e L T A X ⇔ 地方公共団体 間のデータ送信

データを送信する通信回線は、閉域網である総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用しており、さらに暗号化通信を行っている。

○年金特徴システム

◆年金保険者 ⇔ e L T A X 間のデータ授受

D V Dを用いてデータ授受をしているが、D V Dを運送する際は、D V Dを施錠した容器に収納し、職員による持参又はセキュリティ便等（運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法）による配送を行っている。なお、D V Dに格納するデータは暗号化し、データの復号キーや施錠した容器の鍵（認証キー）は年金保険者及びe L T A Xしか保有していない（D V Dと同封することなく、別で管理。）。

◆e L T A X ⇔ 地方公共団体 間のデータ送信

データを送信する通信回線は、閉域網である総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用しており、さらに暗号化通信を行っている。



5 過剰紐付け対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 3 リスク1



■ 目的を超えた紐付けをしない措置内容

○ システム面

地方公共団体が個人番号と利用者IDを紐付けし、紐付けしたファイルをeL TAXへ送信することとしているが、この処理以外では紐付けすることができないよう、システム制御している。

○ 人的面

運用上、eL TAXへアクセスする必要がある場合は、管理者が発行するワンタイムパスワードがなければアクセスすることができないよう、システム制御している。

○ その他

個人番号が記載された申告等データは、バイナリ形式で保管されており、バイナリデータから個人番号を確認するためには、専用のプログラムを導入しなければならない。さらに、eL TAXでは、不正プログラム混入防止のため、不必要なソフトウェアの導入は原則禁止としており、eL TAXへアクセスするにはワンタイムパスワードが必要である等のシステム制御をしている。

※運用上、eL TAXへアクセスする必要がある場合

- ・ メンテナンス（試験、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新など）
- ・ 操作記録（ログ）の確認
- ・ 年金特徴システムにおけるDVDの読み込み、書き込み



6 無権限者使用対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 3 リスク2



■権限のない者によって不正アクセスされない措置内容

○ユーザ認証について

運用上、eLTAXへアクセスする必要がある場合は、管理者が発行するワンタイムパスワード（ユーザID・パスワード）がなければアクセスすることができない。

ワンタイムパスワードは、システム保守上、eLTAXへアクセスする必要がある場合にのみ発行しており、発行方法は、アクセスしようとする者がアクセスする理由を添えて管理者宛てに発行申請を行い、管理者が審査の上、必要と判断した場合に**申請毎に時限的に**発行される。

なお、作業端末へのログイン時には生体認証を必要としている。

○アクセス権限の管理について

ワンタイムパスワードを発行する管理者の設定状況は、定期的（3ヶ月間隔）に確認している。ワンタイムパスワードの付与状況、eLTAXへのアクセス状況は、作業終了後（1週間以内）に管理者が確認している。

○特定個人情報の使用の記録

eLTAXへのアクセス状況は、作業終了後（1週間以内）に管理者が確認している。



7 業務外で使用されない対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 3 リスク3



7 業務外で使用されない対策について

■業務外で個人情報を使用されない措置内容

- ①業務を行う際は、必ず複数人で作業している。
- ②操作記録（ログ）の定期的な監査を実施している。
- ③職員向け研修を定期的 to 実施し、意識向上を図っている。



8 不正複製されない対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 3 リスク4



8 不正複製されない対策について

■ 個人情報を不正に複製されない措置内容

- ① 業務を行う際は、必ず複数人で作業している。
- ② 外部記録媒体の持ち込みができないよう、データセンターに入館の際は、事前に外部記録媒体の持込申請がされているかを確認する。
なお、データセンターへの事前入館申請は、入館申請権限者のみ行うことができる。
- ③ eLTAXへのアクセスは、ワンタイムパスワードが必要であり、直接アクセスできない。



9 委託先の不正対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 4



■委託先による個人情報の不正な取扱いをさせないための措置内容

○情報保護管理体制の確認

- ・委託にあたっての契約条件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークを取得していることとしており、年に1度取得状況を確認している。
- ・地方税法施行規則第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（平成25年総務省告示第428号）を遵守することを求めている。
- ・毎年度、**一般社団法人地方税電子化協議会が契約した監査法人による第三者による**情報セキュリティ監査を受検することを求めている。

○不正に閲覧させない措置内容

- ・eL TAXにアクセスするにはワンタイムパスワードが必要であり、閲覧者を制限している。

○不正に取り扱うことがないようにしている措置内容

- ・**特定個人情報の取扱いについて、委託業者との契約書に特記事項を記載覚書を締結している。**



10 不正提供・移転対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 5 リスク1



■ 個人情報の不正な提供・移転が行われない措置内容

○ 電子申告等システム

データを送信した際の記録（送信日時、送信状況等）をシステム上で記録している。

○ 年金特徴システム

データを送信した際の記録（送信日時、送信状況等）をシステム上で記録している。

また、DVDの授受については、書面による管理簿で記録を行うとともに、授受に際しては、複数人で立会い確認を行う等の対策を講じている。



11 不適切な提供・移転対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 5 リスク2



■ 個人情報の不適切な提供・移転が行われない措置内容

○ 電子申告等システム

◆ e L T A X → 地方公共団体 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報 (地方公共団体コード) を参照し、該当者へのみ送信するよう制御している。)

◆ e L T A X → 納税者等 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報 (利用者 I D) を参照し、該当者へのみ送信するよう制御している。)

また、個人番号が記載されているデータにアクセスする場合は、別途納税者等が指定したメールアドレス宛てに送付されるパスワードを入力させており、権限の無い者がアクセスできないよう制御している。



■ 個人情報の不適切な提供・移転が行われない措置内容

○ 年金特徴システム

◆ e L T A X → 地方公共団体 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報(地方公共団体コード)を参照し、該当団体へのみ送信するよう制御している。)

◆ e L T A X → 年金保険者 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報(特別徴収義務者コード)を参照し、該当団体へのみ送信するよう制御している。)

また、DVDの授受については、書面による管理簿で記録を行うとともに、授受に際しては、複数人で立会い確認を行う等の対策を講じている。



12 誤った相手への提供・移転対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 5 リスク3



■ 誤った相手に個人情報の提供・移転をしない措置内容

○ 電子申告等システム

◆ e L T A X → 地方公共団体 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報 (地方公共団体コード) を参照し、該当者へのみ送信するよう制御している。)

◆ e L T A X → 納税者等 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報 (利用者 I D) を参照し、該当者へのみ送信するよう制御している。)

また、万が一地方公共団体が誤ったデータを e L T A X へ格納し、その旨を納税者へ通知してしまった場合、格納したデータを地方公共団体が削除する機能を有している。さらに、地方公共団体が誤った相手へデータ格納した旨の通知をしてしまった場合でも、専用のパスワードは通知されていないため、納税者はデータを取得することができない。



■ 誤った相手に個人情報の提供・移転をしない措置内容

○ 年金特徴システム

◆ e L T A X → 地方公共団体 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報(地方公共団体コード)を参照し、該当団体へのみ送信するよう制御している。)

◆ e L T A X → 年金保険者 間の提供・移転

システムで決められた機能以外でのデータ送信をすることができないよう制御しており、不適切な提供等はできない。

(宛先情報(特別徴収義務者コード)を参照し、該当団体へのみ送信するよう制御している。)

また、DVDの授受については、書面による管理簿で記録を行うとともに、授受に際しては、複数人で立会い確認を行う等の対策を講じている。



13 漏えい・滅失・毀損防止対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 7 リスク1



■サーバ室入退室の管理

サーバ保管場所は、外部のデータセンターを利用しており、データセンターへの入館の際は、事前の申請が必要である。また、入館する際は、本人確認や監視カメラ等で入退室管理をしている。さらに、**入館時に生体情報登録（メインのデータセンターでは指紋登録、バックアップ用は静脈登録。）を行っており、サーバ設置区画では生体情報による入室管理をしているほか、ラック毎に解錠の許可が必要となっている。**

■機器の盗難による漏えい対策

サーバ等は、データセンター内の施錠可能なラック内に設置しており、上記の入館申請手続きと合わせ、管理を徹底している。

■不正プログラム、不正アクセス対策

ウイルス対策ソフトを使用しウイルスチェックを適時行っているほか、不正プログラム混入を防止するため、サーバ等へのソフトウェア導入は原則禁止としている。また、不正侵入検知システム等を導入し、常に不正アクセスがないかを監視している。

■滅失・毀損リスク対策

メインで使用するデータセンターに加え、大規模自然災害等に備え、遠隔地のバックアップ用データセンターを設置し、適時、同期をデータバックアップを定期的に実施し、データの滅失・毀損対策を行っている。



14 個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策について

評価書記載部分

全項目評価書 III. 7 リスク3



14 個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策について

■ 個人情報がいつまでも存在しないよう措置内容について

特定個人情報が保管されたデータベースのデータ消去については、システム内にデータを消去するプログラムを組み込んでおり、そのプログラムを実行するだけである。**プログラムの実行は、運用マニュアルにおいて消去対象、消去時期を定めている。**そのため、誤って消去すべきでない情報まで消去されることはなく、消去しなければならない情報も残留することはない。

なお、プログラム実行に当たっては、毎年度ごとに運用管理計画を策定し、実行日を月次会議等で確認した上で実施している。また、実施の報告も月次会議等で確認している。

また、メインで使用するデータセンターとバックアップ用データセンター間は、専用線による適時、同期を実施しており、メインセンターにおけるデータ消去についてもバックアップセンター側のデータベースに反映されることから、バックアップセンターに特定個人情報が残ることはない。



15 その他のリスク対策について

評価書記載部分

全項目評価書 IV. 1 2 3



■ 自己点検の実施（メインセンター、バックアップセンターとも実施）

毎年度、地方税法施行規則第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（平成25年総務省告示第428号）の遵守状況について、チェックシートによる自己点検を実施~~する~~~~している~~。

■ 監査の実施（メインセンター、バックアップセンターとも実施）

上記の自己点検の内容について、毎年度第三者による監査（情報セキュリティ監査）を受検し、セキュリティレベルの維持・向上を図~~る~~~~っている~~。

■ 研修の実施（メインセンター、バックアップセンターとも実施）

毎年度、職員を対象とした情報セキュリティ研修・マイナンバー制度の研修等を実施~~する~~~~している~~。

■ 委託先事業者の研修（メインセンター、バックアップセンターとも実施）

委託先事業者の従業員への教育・啓発は、委託先事業者内で情報セキュリティ研修を行っており、毎年度、実施有無の確認を行~~う~~~~っている~~。



16 開示請求・問合せについて

評価書記載部分

全項目評価書 V



16 開示請求・問合せについて

■ 開示請求の問合せ先について

開示請求の問合せ先は一般社団法人地方税電子化協議会、訂正・利用停止請求の問合せ先は各提出先の地方公共団体である。

※本概要の詳細については、全項目評価書をご覧ください。